

議題 3 空き家の状況について

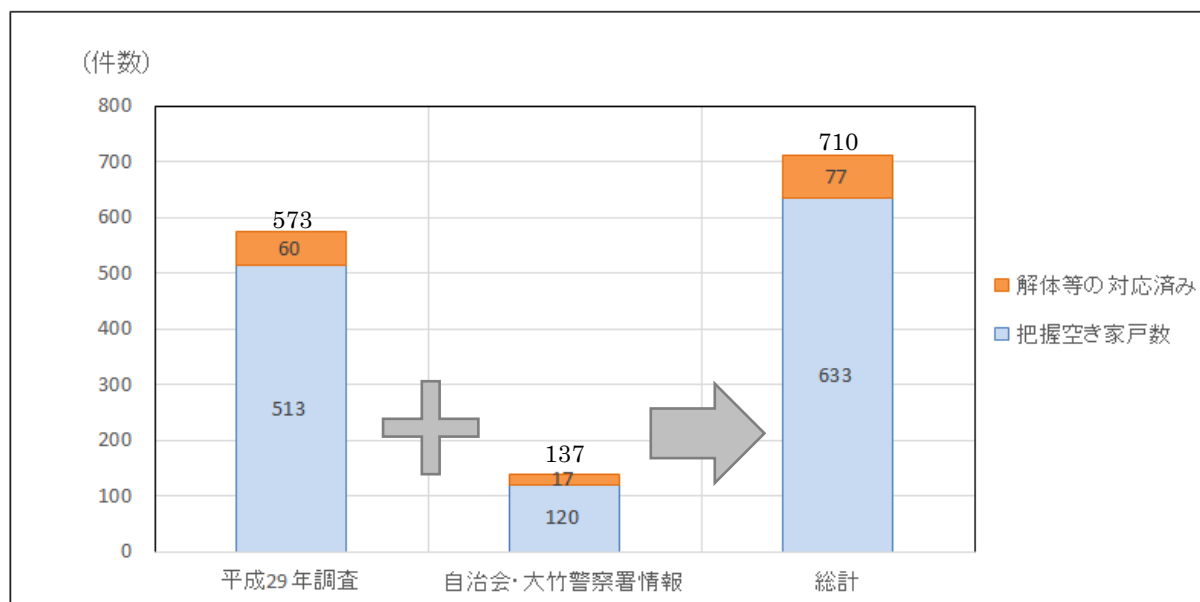
○大竹市の空き家状況について

平成27年5月26日「空家等対策の推進に関する特別措置法」の全面施行から、大竹市では、平成28年9月法に基づく協議会の設置、平成29年3月空家等対策計画の策定等、空き家対策事業を進めてきました。

全国自治体を対象に行った国土交通省の調査によると、令和2年度末時点の空家等対策計画の策定状況は約70%、協議会の設置状況は約50%となっており、空き家対策の体制が整っていない自治体も見られますが、大竹市は比較的早期対策の体制作りを行ってきました。

また、大竹市全域の空き家戸数を把握するため、平成25年度自治会協力の下市職員で実態調査を実施しましたが、自治会によって情報提供数に差があったため、法施行後、平成29年度株式会社ゼンリンに委託し、大竹市空家等実態調査を実施しました。実態調査により573件の空き家を把握し、そのうち判定可能な空き家562件について不良度判定を行い、A～E ランクの5段階のランク分けを行いました。

平成29年度調査時から、把握空き家の解体報告を受ける一方、令和元年度より開始した警察からの空き家位置情報提供により、空き家が増加していることが分かります。



(把握空き家:平成25年～令和2年度末時点、解体等対応済み:令和3年7月末時点)

○警察からの「空き家の位置情報等共有」について

概要

平成30年12月より、広島県警察本部と大竹市が連携し、「空き家情報の共有に係る取扱い要領」による運用を開始しました。市町域内の空き家の防犯対策等を進める上で、広島県警察本部と大竹市が相互に協力・連携し、「空き家情報等の共有」を促進し、住民生活に及ぼしている影響を改善することで地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的としています。

状況

平成31年3月 大竹警察署生活安全刑事課と「空き家情報等の共有」について協議
令和元年5月より大竹警察署から空き家情報等の提供開始

情報提供戸数 130件

※市街地現地確認済み 99件(うち解体済み・居住実態確認 15件)

空き家情報等の共有に係る取扱い要領(抜粋)

第3 共有する情報

1 市町から管轄警察署に提出する情報

市町域内の空き家の位置情報(地図プロット図、住所録等の市町が現に保有するデータ形式で可)。ただし、所有者等の個人を容易に特定できる情報を除く。

2 管轄警察署から市町に提供する情報

管轄警察署によるパトロール等で把握した、新たなものと想定される空き家の位置情報や、家屋・外壁の倒壊のおそれ、窓の破損等防犯・防災上危険性の高い空き家の場所・状態等の空き家に関する情報

第4 共有の方法

具体的な運用は、原則、市町と管轄警察署との間で行う。

1 市町から警察本部又は管轄警察署へ提供

市町は、警察本部又は管轄警察署と協議の上、当該市町が保有する位置情報を一定期間ごとに提供する。

2 警察本部又は管轄警察署から市町への提供

管轄警察署は、パトロール等で把握した情報をその緊急性等に応じて適宜提供する。

○啓発活動について

近年、全国的に空き家の増加は社会問題化しており、空き家は少子高齢化の進行により、今後、さらなる増加が予想されます。大竹市が平成29年度調査時実施した、空き家に関する意識アンケートの回答から、今後の空き家の利用方法等について「予定がなく、現状のままにしたい」という回答が最も多く、空き家のままの状態が継続する見込みが多く見られました。

大竹市では空家等対策の一つに、市民の空き家に対する意識の向上を図るため、啓発チラシの作成や空き家支援制度の開始を行ってきました。

平成29年度アンケート調査以降、空き家に関する相談が増加しており、大竹市に空き家のお持ちの方等の空き家問題に対する意識が上がってきていると考えられます。

相談件数

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
4 件 苦情 3 件 相談 1 件	15 件 苦情 14 件 相談 1 件	23 件 苦情 19 件 相談 4 件	27 件 苦情 13 件 相談 14 件	30 件 苦情 16 件 相談 14 件	36 件 苦情 5 件 相談 30 件 情報提供 1 件	25 件 (8月25日時点) 苦情 6 件 相談 18 件 情報提供 1 件

※「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行以降の相談件数

令和2年度 主な取組内容

- 広島県司法書士会と空き家対策事業に関する協定を締結
- 空き家対策について紹介したパンフレットを作成(空き家の話)
- 法務局及び司法書士会と連携し、啓発チラシを作成(あなたの相続登記応援します！)